

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 四
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 四
- 土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件 四
- 公 告
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 五
- 随意契約の相手方を決定した件 五
- 福島県警察本部
- 落札者を決定した件 六
- 福島県選挙管理委員会
- 不在者投票のできる施設として指定した件 七
- 正 誤
- 平成二十五年九月二十日付け定例第二千五百二十三号中 七

## 告 示

### 福島県告示第十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年一月十四日から同年二月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年一月十四日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 佐藤雄平
- ユニクロいわき平店 福島県いわき市平南第二土地区画整理事業五十四街区二

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

- 1 廃棄物に係る事項
 

廃棄物については、減量化及びリサイクルに努めるなど、適切に処理を進めること。

2 その他

周辺住民から苦情が申し立てられた場合は、申立人及び関係機関の指導等に誠意を持って対処し、迅速な解決に努めること。

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年一月十四日から同年二月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年一月十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 佐藤雄平
- 福島駅西口ショッピングセンター 福島県福島市公事田六番七ほか五十筆
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年一月十四日から同年二月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年一月十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 佐藤雄平
- JR郡山市民市場 福島県郡山市燧田百九十五番地
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八

条第一項の規定により、会津坂下町只見川土地改良区が坂下只見川地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（基盤整備・農業用排水施設）に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年一月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年一月十五日から

同 年二月三日まで（二十日間）

三 縦覧の場所

会津坂下町役場

（農村計画課）

## 公 告

### 公告第十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十六年一月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

磐梯西部土地改良区

就任した役員

役別 氏名

理事 高畑 松男

住所

耶麻郡磐梯町大字赤枝字倉石一三一番地

（農村計画課）

### 公告第11号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年1月14日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
広域線量率分布測定用装置（K U R A M A - II） 35式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年11月14日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本ナショナルインスツルメンツ株式会社 東京都港区芝大門一丁目9番9号
- 随意契約に係る契約金額  
45,625,125円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約によることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

（入札用度課）

**福島県警察本部公告第1号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年1月14日

福島県警察本部長 名 和 振 平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
X線マイクロアナライザー 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年12月16日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目15番12号
- 5 落札金額  
32,661,330円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成25年11月5日

(会 計 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六条、第百十四条、第百十七条若しくは第百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十五年十二月二十五日次のとおり指定した。

平成二十六年一月十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
社会福祉法人厚慈会特別養護老人ホーム国見の里	伊達郡国見町小坂南三番地

正 誤

ページ	段	行	正	誤

○平成二十五年九月二十日付け定例第二千五百二十三号中

四七四	下	六	特定非営利活動法人南会津はりゅうの会の会	特定非営利活動法人南会津はりゅうの会の会
-----	---	---	----------------------	----------------------